

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書（一般委託）

契約番号：7699

件名	海老名市立海老名小学校ほか 18 校屋内外遊具体育器具安全点検保守	
履行場所	海老名市国分南三丁目 12 番 3 号ほか 18 か所	
期間	令和 7 年 11 月 21 日 ～ 令和 8 年 3 月 19 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	1,934,900 円（税込）	1,759,000 円（税抜）
最低制限価格	有り（開札後算定型） 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格（50%）未満の場合 ※ただし、予定価格（税込）100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内（海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。）※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件（本市入札案件）との兼任不可 契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド） (ウ) 履行保証保険契約の締結（定額てん補）	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	一般委託に登録のある者	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○令和3年4月 1 日以降に契約した、地方公共団体が発注した「学校遊具安全点検」又は「学校体育器具安全点検」の履行実績を有すること。（元請に限る）	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 （システム添付）		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「履行実績等調書」（本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出） ・ 履行実績を確認できる書類（契約書の写し等）	
落札候補者が提出する書類 （FAX046-232-6574）		開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 （落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。） ○支払金額内訳書（本概要書添付の内訳書を使用してください） ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し） ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（3 箇所）にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

海老名市立海老名小学校ほか18校屋内外遊具体育器具安全点検保守

仕様書

1 目的

本業務は、海老名市立小中学校の屋内外にある遊具及び体育器具（以下「遊具等」という。）の安全点検を行い、劣化や損傷、危険箇所を早期に発見し、安全に利用できるよう適切に維持管理することを目的とする。

2 履行場所

海老名市国分南三丁目12番3号ほか18か所
（別紙1「履行場所一覧」のとおり）

3 点検対象

別紙2「遊具体育器具保守点検対象一覧表」を参照すること。

4 点検日程

- （1）原則として、土曜日・日曜日・祝日を除く平日に点検業務を行うこと。
- （2）日程調整は受注者が各学校と直接行い、業務開始10日前（10日前が閉庁日の場合は、次の開庁日）までに教育総務課（以下「発注者」という。）へ日程表を提出すること。

5 点検基準

本点検は次の規準等の点検内容に準じるとともに、「6 点検内容」を満たすよう行うこと。

- （1）遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014（一般社団法人日本公園施設業協会）
- （2）事故防止のためのスポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き〔改訂第4版〕（一般社団法人日本スポーツ用品工業協会／公益財団法人日本体育施設協会施設用器具部会）

6 点検内容

- （1）遊具等の安全性の点検を、目視、触診、打診、聴診、寸法・位置の計測等により行い、遊具等の変状や異常の有無を確認すること。
- （2）施設の腐食防止、美観保全を目的とした塗装状況の点検を目視等にて行い、塗装状況を判断すること。
- （3）ボルトの緩みや欠落の補充など現場対応可能な軽微補修を行うこと。
- （4）遊具等の破損、老朽の具合、継ぎ部分のゆるみ及び固定部、可動部、支柱等の安全性の点検を目視、触診、打診にて行うこと。打診には、対象物により、テストハンマー等を適宜使用すること。また、必要に応じて、点検対象物の可動部への注油を行うこと。
- （5）体育館の天井吊下げ型バスケットゴール等については、ローリングタワー等を設置し、触診・打診等により本体、チェーン、ワイヤー、滑車、固定部等の安全性等の点検及びボルトナット等の締付等の調整、滑車部等への注油を行うこと。

- (6) チェーン等の摩耗の点検は、ノギス・目視等により測定し、残存 70%以下の摩耗は注意勧告を行い、残存 50%以下の摩耗は当該学校代表者と協議の上、使用禁止措置を行い、直ちに発注者に報告すること。
- (7) 点検、腐朽、腐食等の可能性が高い遊具等と地表の設置部分は特に転倒等の恐れがないか確認を行うこと。
- (8) 基礎露出については、水はけを目的としたものでも直接落下領域にあるものについては露出判定をすること。
- (9) 遊具等付帯のロープ、ネット部分は、摩耗による裂傷、ゆるみ・たるみを細部に渡り確認し適宜増し締めを行うこと。木製部分はささくれ、亀裂、腐蝕等を細部に渡り確認すること。ブランコ類の遊具の可動部と地表等の設置面の間のクリアランスについてはスケールで測定し報告すること。
- (10) 転倒や落下により地表等にある突起物で安全性が損なわれると推測される構造又は箇所の有無の助言をすること。また、首、手足が入る隙間及び遊具等使用中の遊戯者同士の接触事故の可能性がある場合も同様とすること。
- (11) 点検中に危険性、緊急性の高いものを発見した時は、直ちに発注者に連絡し、使用禁止等の安全処置を行うこと。また、点検業務報告書に処置内容について記入すること。

7 判定評価基準

(1) 総合判定

点検結果により、次の A～D の区分により判定すること。

- A 健全であり、修繕の必要がない（使用可）
- B 部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）
- C 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（使用可又は使用不可）
- D 最重要部材等に異常があり、大規模な修繕又は更新が必要（使用不可）

(2) 劣化判定

点検結果により、次の A～D の区分により判定すること。

- A 健全な状態
- B 軽微な劣化がある状態
- C 重度の劣化がある状態
- D 最重要部材等に重度の劣化がある状態

(3) 塗装判定

点検結果により、次の A～C の区分により判定すること。

- A 再塗装の必要がない状態
- B 部分的に塗装が必要な状態
- C 全体的に塗装が必要な状態

8 安全管理

点検従事者は点検作業中、交通の妨害となる行為やその他公衆の生命や身体及び財産に関する危害・迷惑を防止し、児童及び生徒、教職員等の学校関係者と点検従事者の安全を守るために必要な安全対策を講じること。

屋内運動場の点検については、ローリングタワー等を設置し、安全対策を施して行うこと。

9 補償及び原状回復

- (1) 受注者は、本点検業務の対象となる施設、その他の学校施設等又は児童生徒若しくは第三者に損害を与えた際は、誠意を持って対応し、受注者の責任と負担において補償又は原状回復すること。
- (2) 受注者は、本点検業務により事故があった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、本点検業務により他人の身体や財物に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負うものとする。

10 点検結果報告書の作成

- (1) 本業務完了後、点検結果総括票及び当該学校ごとの点検結果報告書を1部作成し、作業写真とともに速やかに発注者へ提出すること。
- (2) 点検前に全点検対象物ごとの全景写真を撮影すること。また、「7(1) 総合判定」により指摘があった箇所、「7(2) 劣化判定」によりB以下及び「7(3) 塗装判定」によりB以下の評価となったものについては、その箇所等が確認できるよう、近景の写真を撮影すること。
- (3) 天井吊下げ型バスケットゴールについては、滑車等可動部の現況及び点検及び注油等の保守作業を行っていることを確認できる写真を撮影し、報告書に掲載すること。

11 成果品の帰属

成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表、貸与、使用してはならない。

12 その他

- (1) 海老名環境マネジメントシステムの「契約事業環境配慮マニュアル」の適用事業であることから、省エネルギーの取り組みや廃棄物の発生抑制、環境配慮物品の使用など、環境影響の低減に努めること。
- (2) 海老名小学校及び海老名中学校の作業に伴い、車両で県道杉久保座間線を通行する際には、車両通行許可が必要であることから、契約締結後、必要に応じて所管の警察署にて、許可申請手続きを行うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の履行において疑義を生じた場合は速やかに発注者と協議すること。
- (4) 点検の結果、使用上の安全に関し影響することが大きいと判断される場合は、使用停止が必要であることをすみやかに施設管理者へ報告することとする
- (5) 中新田小学校については、外装改修工事を実施しているため、作業日程等の調整にあたっては留意のこと。

(別紙 1)

履行場所一覧

学校名	所 在 地
海老名小学校	海老名市国分南三丁目12番 3 号
柏ヶ谷小学校	海老名市柏ヶ谷二丁目 6 番 1 号
有鹿小学校	海老名市河原口三丁目13番 1 号
有馬小学校	海老名市中河内1784番地
大谷小学校	海老名市国分寺台 2 丁目13番 1 号
上星小学校	海老名市上今泉一丁目23番 1 号
中新田小学校	海老名市中新田一丁目15番 1 号
門沢橋小学校	海老名市門沢橋一丁目19番 1 号
東柏ヶ谷小学校	海老名市東柏ヶ谷六丁目 9 番 7 号
社家小学校	海老名市社家五丁目10番 1 号
杉久保小学校	海老名市杉久保北四丁目 4 番 1 号
今泉小学校	海老名市上今泉2028番地
杉本小学校	海老名市国分北四丁目10番 1 号
海老名中学校	海老名市国分南三丁目11番 1 号
有馬中学校	海老名市本郷4601番地
海西中学校	海老名市さつき町58番地
柏ヶ谷中学校	海老名市柏ヶ谷一丁目13番 1 号
大谷中学校	海老名市大谷南二丁目10番 1 号
今泉中学校	海老名市上今泉1840番地

(別紙2)

遊具体育器具保守点検対象一覧表（小学校13校）

名 称		単位	小学校名													計
			海老名	柏ケ谷	有鹿	有馬	大谷	上星	中新田	門沢橋	東柏ケ谷	社家	杉久保	今泉	杉本	
屋外遊具・体育器具	ブランコ	基		1		1	1			1						4
	滑り台	基	1									1			1	3
	ジャングルジム	基	1	1	1	1	1					1	1	1		8
	シーソー	基				1									1	2
	雲梯	基	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	はんとう棒	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	三角鉄棒	基										4		3	1	8
	低鉄棒	基	1	2	1	1	2	2	2	2	2	3	2	1	1	22
	高鉄棒	基		1	1	1		1	1	1	.	1	1			8
	移動式鉄棒	台												1		1
	肋木	基			1	1	1	1	1	1						6
	丸太一本橋	基							2		2	2				6
	バックネット	基	1		1	1	1		1			1	1	1	1	9
	平行棒	基		1		3	1		1	2	1	1	1		2	13
	平均台	基					3			2						5
	吊輪	基							1							1
	バスケットゴール	基	2	4	2	4	4	2	4	4	2	6	6	4	4	48
	サッカーゴール	基		2		4	2	2	4	2	2	2	2	4	2	28
	国旗掲揚ポール	本	2	2	1	3	1	1	1	2	1	2	2	2	2	22
	号令台	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	タイヤ跳び	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	砂場	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	ストリートバスケットゴール	基	1					2								3
	ミニサッカーゴール	基	4	6	6			2		4		4	4		4	34
	ハンドボールゴール	基						2	2	2			2	2		10
	移動式防球ネット	台				4				3				7		14
	丸太ステップ	式							1							1
	万国旗支柱	本	1	1		1		2	1		大規模改修実施のため対象外	2	2	1	1	12
屋内運動場	吊下式バスケットゴール	基	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	24
	壁掛けバスケットゴール	基	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	48
	肋木	基	1	1	1	1				1			1	1	1	8
	バレー床金具	箇所	2	2	2	6	2	2	2	2		2	2	2	2	28
	バドミントン床金具	箇所	4	6	2	6			4	4		4	6	2	2	40
	防球ネット ステージ側	式	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	12
	防球ネット セバレーター	式	1		1	1		1	1	1		1	1	1	1	10
	吊縄	基(本数)					1(10本)									5

遊具体育器具保守点検対象一覧表（中学校6校）

名 称		単位	中学校名						計
			海老名	有馬	海西	柏ヶ谷	大谷	今泉	
屋外 体育器具	移動式バスケットゴール	基	3	4	5	4		4	20
	単柱式バスケットゴール	基				4	4		8
	サッカーゴール	基	2	2	2	2	2	2	12
	ハンドボールゴール	基				2		4	6
	テニス支柱	基	6	10	4	2	6	2	30
	バレー支柱	基	4	2	2	2	2	4	16
	号令台	台	1	1	1	1	1	1	6
	審判台	台	1	3	1	1	2		8
	バックネット	基	1	1	1	1	1	1	6
	国旗掲揚ポール	本	2	3	2	2	2	2	13
	移動式防球フェンス・ネット	台	26	29	42	34	42	41	214
	バックネット移動式	台					2	1	3
	低鉄棒	基			1		2	1	4
	高鉄棒	基		1	1		1	1	4
	砂場	式		1	1	1	1	1	5
	ストリートバスケットゴール	台					2		2
	ミニサッカーゴール	基			6				6
	万国旗支柱	本							0
屋内 運動場	吊下式バスケットゴール	基	2	2	大規模 改修実施 のた め対象外	2	大規模 改修実施 のた め対象外	大規模 改修実施 のた め対象外	6
	壁掛バスケットゴール	基	4	4		4			12
	壁面折畳みバスケットゴール	基							0
	肋木	基	2	1					3
	バレー支柱、床金具	箇所	6	6		6			18
	バドミントン支柱、床金具	箇所	6	4		4			14
	防球ネット ステージ側	式	1	1		1			3
	防球ネット セパレーター	式	1	1		1			3

支払金額内訳書

件 名	海老名市立海老名小学校ほか18校屋内外遊具体育器具安全点検保守			
契約金額（総額） ※税込で記載	小学校		円	
	中学校		円	
	合計		円	
履行期間	令和7年11月21日	から	令和8年3月19日	まで

※内訳金額について、小学校及び中学校の金額は次のとおりとする。

- ・ 小学校契約金額：1,509,222 円を限度額とする。
- ・ 中学校契約金額：425,678 円を限度額とする。

令和 7 年 度

設計書【単価抜き】

件 名：海老名市立海老名小学校ほか18校屋内外遊具体育器具安全点検保守

教育委員会教育総務課

令和 7 年度

設計内訳書

件 名	海老名市立海老名小学校ほか18校屋内外遊具体育器具安全点検保守
場 所	海老名市国分南三丁目12番 3 号ほか18か所
設 計 金 額	一 金 円 也
概 要	【業務内容】 海老名市立小中学校の屋内外にある遊具及び体育器具の安全点検を行い、安全に利用できるよう適切に維持管理することを目的とする。 小学校・・・13校 中学校・・・ 6校
工 期	令和7年11月21日 から 令和8年3月19日 まで
特 記 事 項	

内 訳 書								
区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
海老名市立海老名小学校ほか18校屋内外遊具体育器具安全点検保守								
	小学校	遊具体育器具安全点検保守		式	1.0			
	中学校	遊具体育器具安全点検保守		式	1.0			
直接業務費				式	1.0			
諸経費				式	1.0			
委託業務費				式	1.0			直接業務費＋諸経費
消費税相当額				式	1.0			
うち	小学校費							
	中学校費							
合計額								

内 訳 書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
小学校 遊具体育器具安全点検保守						
屋外遊具・体育器具等安全点検	直接物品費含む	校	13			
屋内運動場体育器具等安全点検	直接物品費含む 東柏ヶ谷小学校を除く	校	12			
屋内運動場高所作業台設置	東柏ヶ谷小学校を除く	校	12			
小計						
中学校 遊具体育器具安全点検保守						
屋外遊具・体育器具等安全点検	直接物品費含む	校	6			
屋内運動場体育器具等安全点検	直接物品費含む 大谷中学校、海西中学校、 今泉中学校除く	校	3			
屋内運動場高所作業台設置	大谷中学校、海西中学校、 今泉中学校除く	校	3			
小計						

履行実績等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
履行実績等の要件※ 入札案件概要書「その他の 要件」欄コピー	

○履行実績の概要

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 契約書の写し	枚
	☐	枚
	☐	枚

※実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____